

室蘭市監査公表第2号

令和5年度に実施した監査の結果に基づき講じた措置の内容について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知があったので、その内容を別紙のとおり公表する。

令和6年3月25日

室蘭市監査委員 杉本 久佐男

室蘭市監査委員 水江 一 弘

室 総 総 第 258 号

令和 6 年 2 月 22 日

室蘭市監査委員 杉 本 久佐男 様

室蘭市監査委員 水 江 一 弘 様

室蘭市長 青 山 剛

措置状況報告について

監査結果報告書の監査結果に基づき講じた措置の内容について、地方自治法  
第199条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり報告します。

地方自治法第199条第14項に基づく  
措置状況報告書

報告提出年月日 令和 6 年 2 月 20 日

措置部課名 保健福祉部 子育て支援課主幹「療育」

指摘事項【令和5年度監査結果報告書（前期・後期）】定期監査

・委託料及び手数料の契約事務について

随意契約の事務手続きにおいて、会計年度の区分に従って予算の執行を行うべきところ、年度開始前に予算の執行をしているものが見受けられた。

地方自治法第208条及び同法施行令第143条に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

措置状況 ※措置年月日を記入してください。

令和5年4月27日より、契約事務については適正な日に事務処理を行う様、努めている。

事前に関係法令の確認を行い、決裁にも記載するなど、法的根拠の確認を怠らないよう気を付けている。

※ 報告書は、1件1葉で提出してください。

地方自治法第199条第14項に基づく  
措置状況報告書

報告提出年月日 令和6年2月1日

措置部課名 保健福祉部 健康推進課

指摘事項【令和5年度監査結果報告書（前期・後期）】定期監査

・物品の購入事務について

予定価格の総額が30万円以上である物品購入に係る事務手続において、同一の業者に2件に分けて、30万円未満の物品として、契約主管課長に依頼せず、随意契約により購入しているものが見受けられた。

室蘭市物品会計規則第7条に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

措置状況 ※措置年月日を記入してください。

物品の購入事務について、定期監査実施日の令和5年5月8日より、予定価格の総額が30万円以上の多数の発注が予想される場合、事前に総務課契約担当に相談することとした。

また、契約担当を通じて購入する必要がない場合であっても、購入計画を立て、予定価格、発注先などの管理を行うこととし、事務処理にあたっては、関係規定等の確認及び課内チェック体制を強化した。

※ 報告書は、1件1葉で提出してください。

地方自治法第199条第14項に基づく  
措置状況報告書

報告提出年月日 令和 6年 2月 1日

措置部課名 経済部 農水産課

指摘事項【令和5年度監査結果報告書（前期・後期）】定期監査

・委託料の契約事務について

契約事務手続において、本市の業務担当員を定めておらず、かつ、受託者から業務処理責任者届の提出がないものが見受けられた。

業務委託処理要領に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

措置状況 ※措置年月日を記入してください。

・措置年月日

令和5年5月11日（定期監査実施日）以降

・措置内容

業務を行う際は、法令・規則・要領等の遵守を徹底し、特に業務内容に変更を加えようとする際は、法令等に明確に根拠となる記載が示されているかの確認や担当課等への確認等を行い、慎重に検討することを関係資料等の作成時・決裁時共に心がけ、業務に臨んでいく。

※ 報告書は、1件1葉で提出してください。

室議会第389号  
令和6年2月21日

室蘭市監査委員 杉本久佐男様  
室蘭市監査委員 水江一弘様

室蘭市議会議長 早川昇三

### 措置状況報告について

監査結果報告書の監査結果に基づき講じた措置の内容について、地方自治法第199条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり報告します。

地方自治法第199条第14項に基づく  
措置状況報告書

報告提出年月日 令和6年2月21日

措置部課名 市議会事務局 議事課

指摘事項【令和5年度監査結果報告書（前期・後期）】定期監査

・委託料の契約事務について

1件の予定価格が80万円以上の随意契約において、予定価格を定めたときは予定価格調書を作成しなければならないが、同調書の作成を省略しているものが見受けられた。

室蘭市契約に関する規則第35条に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

措置状況 ※措置年月日を記入してください。

措置年月日：令和5年5月31日

委託料の契約事務について、室蘭市契約に関する規則及び室蘭市契約に関する規則の事務取扱要領を確認し、令和5年5月31日から適正な事務の執行に努めている。

今後、同じ誤りを繰り返すことのないよう、契約の過程において事務処理の都度、室蘭市契約に関する規則及び室蘭市契約に関する規則の事務取扱要領など関係規則等を確認し、事務処理を適正に行うこととする。

※ 報告書は、1件1葉で提出してください。